

一般財団法人 日本 ADR 協会 (JADRA) 主催——シンポジウム開催

「相談機関と ADR 機関の連携のあり方について」のご案内

日 時：2014 年 7 月 11 日 (金) 14:00~17:00
会 場：京都弁護士会館 地下大ホール
(京都市中京区富小路通丸太町下ル)

<本企画の趣旨>

一般財団法人日本 ADR 協会は、ADR に関する調査・研究や ADR の利用に係る広報・啓発事業、さらには ADR 従事者（手続実施者・事務局員等）に対する研修事業等を行ってきております。今回は、「相談機関と ADR 機関の連携のあり方について」と題するシンポジウムを企画いたしました。

相談機関・ADR 機関の連携・協力の必要については広く認識されているところですが、その具体的な取り組みは緒に就いたばかりであり、本年 3 月に公表された「ADR 法に関する検討会報告書」においても、その重要性が強調されています（同報告書 11 頁以下。同報告書は、本協会 HP からも閲覧できます (<http://japan-adr.or.jp/>)。また、同報告書に対する本協会の対応等について、本シンポジウム後半でご報告いたします）。

連携・協力の意義は、個別案件の適切な解決にとどまらず、ADR 機関の利用促進、紛争解決制度全体の効率化、紛争当事者の法へのアクセス改善といった効果にも及びるところです。すなわち、日本では紛争当事者が初期段階でアクセスするのは相談機関であることが一般ですので、ADR 機関へのスムーズな受け渡しができれば効率的で適切な紛争解決が期待できますし、相談機関においても、ADR 機関との連携関係があれば、相談や事実上のあっせんでは解決困難な事案において相談者に適切な ADR 機関を紹介する等、一定の道筋を提示することができます。また、ADR 機関においては、相談機関が個別案件に即した ADR 機関の紹介をすることは、いわば個別的な広報にあたり、利用が促進されるとともに、個別案件の特性にマッチした柔軟な手続を提供するという ADR の良さを実現できることとなります。

本協会では、この問題の重要性に照らし、以前より常設小委員会で調査・検討を続けてきました。昨年のシンポジウムでは、各種相談機関へのアンケート調査結果に基づいて、何が連携の障害となっているかを分析し、ご報告しました（本協会 HP をご参照下さい）。

本年も、引き続きこのテーマを取り上げますが、今回は、より具体的に連携のあり方を検討するために、相談機関・ADR 機関からパネリストをお招きし、連携における実務的な問題点を探るとともに、連携・協力に向けた新たな試みをご紹介し、今後の活動につなげることを企画いたしました。

ADR 機関のご担当者、各種相談機関のご担当者はもとより、地方公共団体の相談窓口ご担当者など関係諸機関の方々に広くご参加いただきたく、ご案内いたします。

● **プログラム** (14:00~17:00)

【パネルディスカッション】 「相談機関とADR機関の連携のあり方について」

モデレーター 森 倫洋 (本協会調査企画委員会委員、弁護士)
パネリスト (機関名：五十音順)

京都弁護士会消費者保護委員会委員長／二之宮 義人 (弁護士)

公益社団法人総合紛争解決センター／北川 和郎 (弁護士)

東京都消費生活総合センター／大熊 真美 (係長)、安川正子 (係長)

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)／嘉山 幸子 (課長)
法テラス／藤井 範弘 (弁護士)

(意見交換会参加機関) 愛媛県土地家屋調査士会、神奈川県消費生活課、
京都府消費生活安全センター、静岡県司法書士会調停センターふらっと、
独立行政法人国民生活センター

【ご報告】 「本協会の最近の取り組みについて」

〔ご挨拶〕 本協会代表理事

〔小委員会からのご報告〕 総務・広報小委員会／財政問題小委員会／
相談機関との連携小委員会／法改正関連小委員会

〔総括・閉会ご挨拶〕 山田 文 (本協会調査企画委員会委員長、京都大学教授)

<懇親会>

- ・本シンポジウム終了後に開催いたします (17:30~19:00)。
- ・会場は、京都弁護士会館近辺を予定しております。詳細は、追って本協会 HP でお知らせいたします。

<申込み・参加費用等>

- ・申込みは、別紙申込用紙にご記入のうえ、6月30日(月)までにご返送下さい。
- ・当協会の正会員・賛助会員は、無料。
- ・非会員の方は、シンポジウムで3,000円、懇親会までご参加の場合は5,000円(1名分)。

<インターネット配信について>

- ・本シンポジウムの模様をインターネット配信する予定です。ただし、一般公開はせず、事前に受信の申込みをした方に個別にパスコードをお送りして受信していただきます。ご希望の方は、6月30日(月)までに、別紙申込用紙により、お願いします。
- ・中継・配信については万全を期しますが、やむを得ない事情により一部または全部の配信ができない場合もありますので、あらかじめご容赦下さい。

<申込先・お問い合わせ先>

一般財団法人日本ADR協会事務局

東京都中央区日本橋茅場町3-9-10 公益社団法人商事法務研究会 内 (〒103-0025)

電話：03(5614)5672/FAX：03(5643)7186/E-mail sec@japan-adr.or.jp

● シンポジウム会場のご案内

京都弁護士会館 〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル

電話 075(231)2378 <https://www.kyotoben.or.jp/access.cfm>